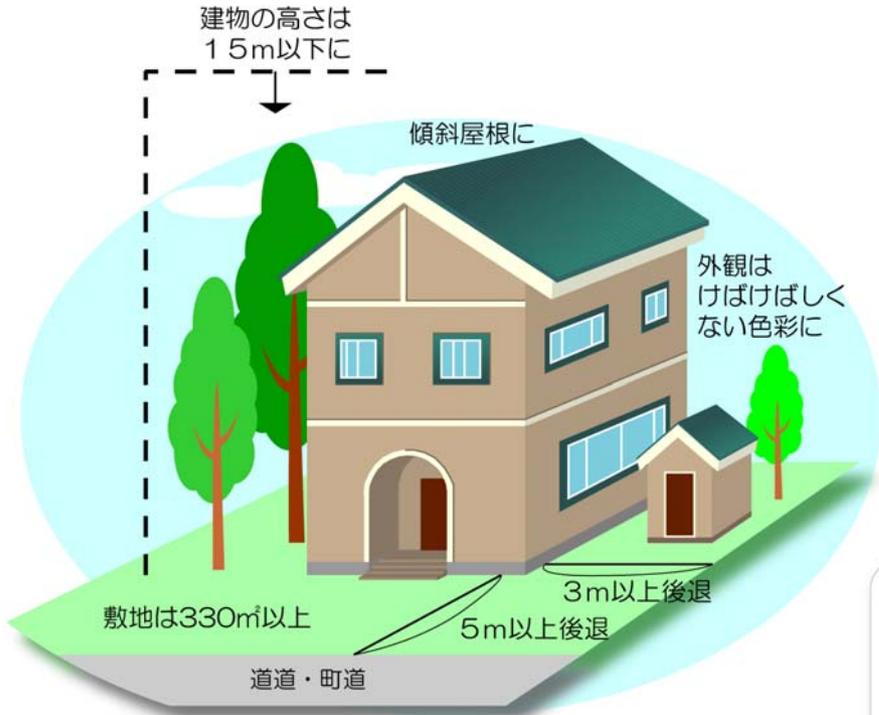


# 景観地区内のルール概要



## 敷地面積の制限 (景観地区規定)

建物を建てる場合は、**330㎡**以上の敷地面積がなければなりません。ただし、景観地区施行以前からある330㎡に満たない敷地をそのまま使用する場合に限り建物を建てるすることができます。他の土地を含めて330㎡に満たない場合は建てることはできません。



## 壁面や工作物の位置の制限 (景観地区規定)

- 道道・町道：道道・町道からは**5m**以上後退して下さい。
- その他の道路や隣地：その他の道路や隣地からは**3m**以上後退して下さい。(小規模な物置等は構いません)

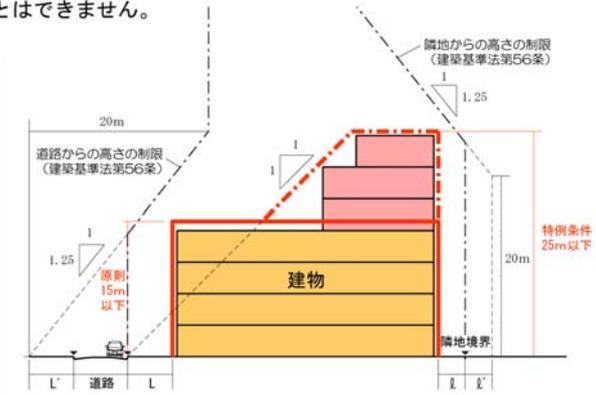
## 高さの制限 (景観地区規定)

建物や工作物の高さは**15m**を超えて建てることはできません。

### 高さの特例

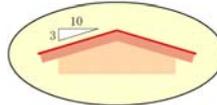
以下の条件を全て満たした場合は、特例として**25m**まで認められます。

- ① 建物がホテルや旅館である
- ② 建物の高さと同じ距離だけ道道・町道から離れている
- ③ 10,000㎡以上の許可を受けた開発行為区域内に敷地がある
- ④ 敷地内に20%以上の緑化を行っている



## 屋根の形状 (景観地区規定)

屋根形状は、勾配が**3/10**の傾斜屋根とするように務めてください。(努力規定)



## 開発行為の緑化 (景観地区規定)

3,000㎡以上の開発行為を行う場合は**3%**の緑地の外に**7%**以上の緑化を行う必要があります。

## 外観の色彩 (景観地区規定)

げげげしい色の使用面積は、各立面の**1/10**を超えてはいけません。

### げげげしい色とは？

色相・明度・彩度の3つの属性で表示された「マンセル表色系」において、彩度の値が一定の値よりも高い色をげげげしい色としています。げげげしい色の彩度の値は、色相ごとに異なります。



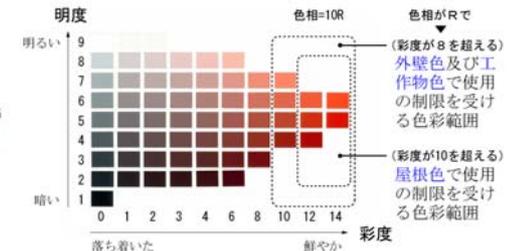
下表の彩度の値を超える色彩がげげげしい色となります。

マンセル表色系による色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	B(青)	左記以外の色相
屋根色の彩度	10	8	6	6	4
外壁色及び工作物色の彩度	8	8	6	4	4

## マンセル表色系とは？

色を定量的に表す国際標準の色票で、色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現します。

表示例  $\frac{10R}{6/3}$   
色相 明度 彩度



※景観地区内における制限の詳細や罰則等については都市計画、条例及び規則をご覧ください。